

交通事故用
被害者の手引

致交通事故の被害人



警視庁

前言

本小册子的宗旨是向交通事故被害人及其家属就

- 因遭遇犯罪，身体和心理会出现哪些负面反应，应该如何面对？
- 该按什么样的程序推进侦查和审判？
- 侦查时，对被害人及其家属有什么样的委托？
- 该如何解决损害赔偿等民事纠纷？
- 何谓汽车保险？
- 被害人及其家属可利用什么样的援助制度？

等问题进行说明，消除因信息不足所致的各种不安。

“根本无法相信遭遇了事故。”“不知该怎么办才好。”您有过这样的烦恼吧。有时，也会面对经济问题吧。

但此类问题不一定只须被害人自身及其家属去面对。

就此，希望通过阅读和利用本小册子所登载的各种援助制度和咨询窗口等信息，为消除烦恼和解决问题助您一臂之力。

另外，关联机构相互协作，致力于问题的解决，请放心前来咨询。

登载内容多少与法律术语有些出入，若能理解其宗旨而灵活运用，我们深表欣慰。

我们想再次看到您的笑脸
～有烦恼咨询我们吧～

はじめに

この小冊子は、交通事故にあわれた方やそのご家族に

- 被害にあったことで、心身にどのような反応が起きて、どう対応したらよいか
- 捜査や裁判は、どのような手続で進んでいくのか
- 捜査上、被害者やご家族にどのようなお願いをするのか
- 損害賠償などの民事上の問題解決は、どうしたらよいか
- 自動車保険とは、どのようなものか
- 被害者やご家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか

などについてお知らせし、情報不足から生じる様々な不安を少しでも解消できればと考えて作成したものです。

「事故にあったことが本当であるのか信じられない。」「どうしたらよいか分からない。」などの心の問題もあるでしょう。時には、経済的な問題が起こることもあるでしょう。

しかし、こうした問題に被害者自身やご家族だけで立ち向かわなければならぬというわけではありません。

折りにふれ、この小冊子に掲載されている各種支援制度や相談窓口などをご覧いただき、利用していただくことによって、各種手続がスムーズに進み、悩みや問題解決の一助になればと願っております。

また、関係機関においても、相互に連携を図り、問題解決に取り組んでいますので、どうぞ安心してご相談ください。

法律用語とは若干異なる記載もありますが、趣旨をご理解の上、ご活用いただければ幸いです。

**もう一度あなたの笑顔を見たいから
～相談してみませんか～**



目录

1 因遭遇犯罪，身体和心里也许会出现诸多负面反应。·····	1
2 日本一般的刑事程序按如下步骤推进。·····	5
○侦查取证阶段	
○决定起诉或不起诉阶段	
○审判阶段	
○日本的刑事程序流程	
○少年犯罪案件办理程序	
○控告	
3 请被害人及其家属必要时协助侦查。·····	13
○听取情况	
○提交证据	
○现场勘查（实地调查）的同行	
○法院出庭（审判时可利用的制度）	
4 警视厅有制度通知警察侦查经过。·····	17
○被害人联络制度	
○关于加害人驾驶执照的行政处罚	
5 设立有刑事审判出庭制度等。·····	21
○被害人参加制度	
○被害人国选辩护制度	
○损害赔偿命令制度	
6 有制度让被害人了解案件、审判及案犯目前的情况等。·····	23
○通知被害人等制度	
○被害人等咨询室、犯罪被害人支援室	
7 对少年犯罪案件的被害人等，设立有如下制度。·····	25
8 监狱及少年院等有听取、传达被害人心情等制度。·····	27
9 东京保护观察所有听取、传达被害人心情等制度。·····	29
10 解决损害赔偿等民事纠纷有如下处理方法。·····	31
○协商	
○调解	
○诉讼（审判）	
○解决损害赔偿问题的流程	
11 汽车保险制度的内容。·····	35
○汽车赔偿责任保险（汽车赔偿责任互助）	
○任意保险（对人赔偿保险）	
○任意保险（财产赔偿保险）	
12 汽车赔偿责任保险的损害赔偿金额的申请具有短期时效性。·····	39
13 发生撞人后逃窜·无参保汽车赔偿责任保险事故时，设有政府保险。 （政府的保障事业）·····	41
14 设立有经济方面的援助团体。·····	43
○公益财团法人交通遗儿育英会	
○NASVA（独立行政法人汽车事故对策机构）	
○日本司法援助中心东京地方办公室（Houterasu东京）	
15 税法上有优待措施。·····	45
○申报缴纳期限的延长	
○扣除所得税	
○缓缴税款措置	
16 设立有入住都营住宅的优先抽选制度。·····	47
○犯罪被害人家庭	
17 设有支援机关为被害人提供各种支援服务。·····	49
18 东京都政府外国人咨询中心·····	51

目次

1	被害にあったことで、心身に様々な反応が起こることがあります。.....	2
2	一般的な日本の刑事手続は、次のように進みます。.....	6
	○捜査活動の段階	
	○起訴・不起訴の処分を決める段階	
	○裁判の段階	
	○日本の刑事手続の流れ	
	○少年事件の手続	
	○告訴	
3	被害者やご家族には、捜査へのご協力をお願いすることがあります。.....	14
	○事情聴取	
	○証拠品の提出	
	○現場検証（実況見分）への立会い	
	○裁判所への出頭（裁判で利用できる制度）	
4	警視庁には、警察での捜査の経過等をお知らせする制度があります。.....	18
	○被害者連絡制度	
	○加害者の運転免許の行政処分について	
5	刑事裁判に参加する制度などがあります。.....	22
	○被害者参加制度	
	○被害者国選弁護制度	
	○損害賠償命令制度	
6	事件や裁判、犯人の状況を知る等の制度があります。.....	24
	○被害者等通知制度	
	○被害者等相談室、犯罪被害者支援室	
7	少年による事件の被害者等には、次のような制度があります。.....	26
8	刑務所や少年院などには、心情等の聴取・伝達制度があります。.....	28
9	東京保護観察所には、心情等聴取・伝達制度などがあります。.....	30
10	損害賠償などの民事上の問題解決には、次の方法があります。.....	32
	○示談	
	○調停	
	○訴訟（裁判）	
	○損害賠償問題解決の過程	
11	自動車の保険制度は、このようなものです。.....	36
	○自賠責保険（自賠責共済）	
	○任意保険（対人賠償保険）	
	○任意保険（対物賠償保険）	
12	自賠責保険の損害賠償額の請求には、短期時効があります。.....	40
13	ひき逃げ事故・無保険事故にあった場合、政府の保障があります。 （政府の保障事業）.....	42
14	経済的に援助する団体があります。.....	44
	○公益財団法人 交通遺児育英会	
	○ナスバ（独立行政法人 自動車事故対策機構）	
	○日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）	
15	税法上の軽減措置があります。.....	46
	○申告納付期限の延長	
	○所得控除	
	○納税緩和措置	
16	都営住宅の入居における優遇抽せん制度があります。.....	48
	○犯罪被害者世帯	
17	被害者の様々なサポートをする支援機関があります。.....	50
18	東京都外国人相談.....	52

1

因遭遇犯罪，身体和心里也许会出现诸多负面反应。

因遭遇犯罪或交通事故受侵害或者身边的亲人被卷入其中，由于压力过大而会出现身心失调及特异症状。每个人的情况不同，因人而异，可重要的是要理解“这可能发生在任何人身上”。

请身边的人不要催促，耐心守护，必要时再给予帮助。

被害人及其家属易出现如下身心失调及特异症状

- 失眠、睡眠很浅容易醒、多梦且多恶梦
- 食量明显变小或变大
- 情感淡漠或控制不住情绪
- 在脑子里缠绕或者忽然想起与被害有关的事情
- 很容易被恐惧、焦虑的负面感觉支配
- 注意力不集中
- 对噪音特别敏感，容易受惊吓
- 对任何事情都提不起兴趣，什么也不想做
- 难以感受到快乐
- 难以信任别人
- 内心痛苦自责懊恼
- 虽然受害了，但还是把受害的经历当作与自己无关的事情或者当成梦里见到的事情

1 被害にあったことで、心身に様々な反応が起こることがあります。

事件・事故の被害者になったり、身近な方が被害に巻き込まれたりすると、著しいストレスから心身の不調や特異な反応が出現することがあります。個人差がありますが「誰にでも起こりうるものである」ということを理解してください。

周囲の方々は、急かすことなく、温かい目で見守るとともに、必要に応じて支援の手を差し伸べてください。

被害者・ご家族に出現しやすい心身の不調や特異な反応

- 眠れなくなったり、途中で目が覚めやすくなったり、悪夢が増えたりする
- 食事量が大幅に減ったり増えたりする
- 感情が湧かなかったり、感情の制御が難しくなったりする
- 被害と関連することが頭から離れなかつたり、記憶がよみがえったりする
- 大きな不安や恐怖感に襲われる
- 集中力が続かなくなってしまう
- 小さな物音に驚いたり、反応したりする
- やる気が生じにくい、何も手に付かない
- 楽しみや喜びを感じにくくなってしまう
- 人を信じることができなくなってしまう
- 自責の念にかられることがある
- 被害を他人事のように思ったり、夢の中の出来事のように思ったりする



从被害人及其家属听到的意见

○连自己在困扰什么都搞不明白

当犯罪或交通事故的被害人时，会连自己到底在困扰什么都搞不明白。如果有这种情况的话，我们劝您向身边信任的人或被害者支援都民中心（参阅49页）、东京都外国人咨询服务（参阅51页）等支援团体咨询或寻求帮助。

○回避联想到犯罪受害的事情

也许不想见办案机关的人员，也许连他的电话都不想接。在这样的時候，请向主管的办案人员直接说出真心话并商量。

○很后悔自己焦急做出重大决定

虽然因犯罪受害而判断力比平时明显下降，但是还焦急做出重大决定，比如换工作、离婚、签订重大合同等，会让自己后悔不已。我们劝您根据情况不要急于去做重大决定，免得日后后悔莫及。

被害人及其家属须知

○请注意找回被害之前的生活节奏

请不要勉强自己，多注重自己的感受，珍惜身边的人，并尝试渐渐找回被害之前的生活节奏。

○必要时请向医疗机关和专家寻求帮助

从身心失调及特异症状中恢复的速度因人而异。如果在生活上产生很大负面影响或这些症状持续出现的话，请不要犹豫尽快向医疗机关或专家寻求帮助。

被害者・ご家族からお聞きする声

○何に困っているのかさえ分からない

事件・事故の当事者になると、何に困っているのかさえ分からないことがあります。信頼できる周囲の人や被害者支援都民センター（P50参照）、東京都外国人相談（P52参照）などの支援団体に相談したり、力を借りてみることをお勧めします。

○被害を連想させることを避けたい

捜査機関との関わりを避けたくなり、着信に応答したくなくなるようなことさえあるかもしれません。そのようなときには、遠慮せずに担当捜査員に気持ちを打ち明けてみることをお勧めします。

○重大な決断を焦ったことを後悔する

被害の影響などのため、普段よりも判断能力が低下しているにも関わらず、転職、離婚、大きな契約などを急いでしまい、後悔することがあります。状況次第では、重大な決断は急がないことをお勧めします。

被害者・ご家族に知ってほしいこと

○被害前の生活リズムを心掛けてください

無理は禁物ですが、自分の気持ちを冷静にモニタリングしたり、身近な人との関係を今まで以上に大切にしたりしながら、徐々に被害前の生活リズムを取り戻すような工夫をしてみてください。

○必要に応じて医療機関や専門家を頼ってください

心身の不調や特異な反応からの回復のペースは人それぞれですが、生活に大きな影響が出てしまっていたり、心身の不調や特異な反応が長く続いたりするならば、ためらわずに医療機関や専門家を頼ってみてください。

2

日本一般的刑事程序按如下步骤推进。

发生犯罪后，直到执行刑罚的流程，称之为**刑事程序**，其大致分为**侦查、起诉、审判** 3 个阶段。

大部分交通事故原因是驾车缺乏注意力，但其行为属于抵触刑罚法令的犯罪行为之一，因此当作发生犯罪，开始侦查。

(请参考第9页“刑事程序流程”)

侦查取证阶段

通过找寻犯人，收集证据等，查明案情真相，称之为**侦查**。

被警察怀疑为罪犯者，称之为**嫌疑人**，警察可根据需要逮捕嫌疑人，并于 48 小时以内，将嫌疑犯与侦查资料、犯罪证据一同**移交** (※ 1) 给检察官。

检察官受理后，认为需要继续拘押嫌疑人进行侦查时，需在 24 小时以内向法官提交**拘留申请** (※ 2)，若法官认可其申请，除特殊情况外，最长可拘留嫌疑人 20 天。

在嫌疑人被拘留期间，警察和检察机关仍可继续进行各种侦查。

※1 **移交**是指警察将案件同侦查资料和证据一起交给检察官的手续。嫌疑人已被逮捕时，从其被拘押时开始 48 小时以内，必须完成该手续。

※2 **拘留**是指被逮捕的嫌疑人 (被告人) 可能存在逃亡或隐藏证据等时，持续对其拘押之事。

2 一般的な日本の刑事手続は、次のように進みます。

犯罪の発生から刑の執行までの流れを**刑事手続**といい、これは、大きく、**捜査・起訴・裁判**の3つの段階に分かれます。

交通事故の大半が不注意な運転行為が原因ですが、その行為は刑罰法令に触れる犯罪行為の1つであることから、犯罪の発生として事件捜査が開始されます。(10ページの「刑事手続の流れ」をご覧ください。)

捜査活動の段階

犯人を発見し、証拠を収集することなどによって、事実を明らかにすることを**捜査**といいます。

警察が犯人であると認める者を**被疑者**といい、警察は、必要な場合には被疑者を逮捕して、48時間以内に書類や証拠品とともに身柄を検察官に**送致**(※1)します。

これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して**勾留の請求**(※2)を行い、裁判官がその請求を認めると、被疑者は、特別な場合を除いて、最長で20日間勾留されることとなります。

被疑者が勾留されている間にも、警察や検察は様々な捜査を行います。

※1 **送致**とは、警察が書類や証拠品とともに事件を検察官に送り届ける手続のことをいいます。被疑者を逮捕したときは、その身柄を拘束したときから48時間以内にこうした手続をしなければなりません。

※2 **勾留**とは、逮捕した被疑者(被告人)が逃亡したり証拠を隠すおそれなどがある場合に、その身柄を続けて拘束することをいいます。

决定起诉或不起诉阶段

检察官对警察送来的资料和证据，以及检察官自身调查嫌疑犯及相关人员的调查结果等进行研讨，决定是否予以庭审处理。

- 予以庭审的处理，叫做**起诉**
- 不予以庭审的处理，叫做**不起诉**

起诉处理分为申请在公开法庭召开审判的**公审申请**、申请只需书面审理的审判的**略式命令申请**两种。

若决定不起诉，控告人、被害人等，可以向检察审查会要求审查其处分是否妥当。

审判阶段

嫌疑人被申请公审，决定开庭日后，在法院进行审理、宣判。

在被起诉阶段，嫌疑人被改称为**被告人**。

检察官及被告人对判决结果不服时，可向更高级的法院（高等法院等）进行上诉。

想旁听审判者，请向主管案件的法院、检察院以及负责案件处理的警察署的侦查员或被害人联络员进行咨询。

上述是一般的刑事程序概要，但犯人为少年（未满 20 周岁）时，依据少年审判程序等时，存在与上述程序不同的情况。

（请参阅第11页的“少年犯罪案件办理程序”。）

◎咨询处

- | | | |
|-----------------------|---|---------------|
| ■东京高等法院 | } | ☎03-3581-5411 |
| ■东京地方法院 | | |
| ■东京地方检察院交通案件联络室（日语应答） | | ☎03-5210-6270 |
| ■受理案件的警察署 | | |

起訴・不起訴の処分を決める段階

検察官は、警察から送られた書類や証拠品と検察官自らが被疑者や関係者を取り調べた結果等を検討し、被疑者を裁判にかけるか否かの処分を決定しますが、

○裁判にかける処分を**起訴**

○裁判にかけない処分を**不起訴**

といいます。

起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する**公判請求**、書面審理だけの裁判を請求する**略式命令請求**の2種類があります。

また、不起訴処分となった場合、告訴人・被害者等は、検察審査会に、その処分の当否について審査を申し立てることができます。

裁判の段階

被疑者が公判請求され、法廷が開かれる日が決められた後、裁判所において審理が行われ、判決が下されます。

起訴された段階で、被疑者は、**被告人**と呼び換えられます。

検察官や被告人が判決の結果に不服がある場合には、さらに、上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えることができます。

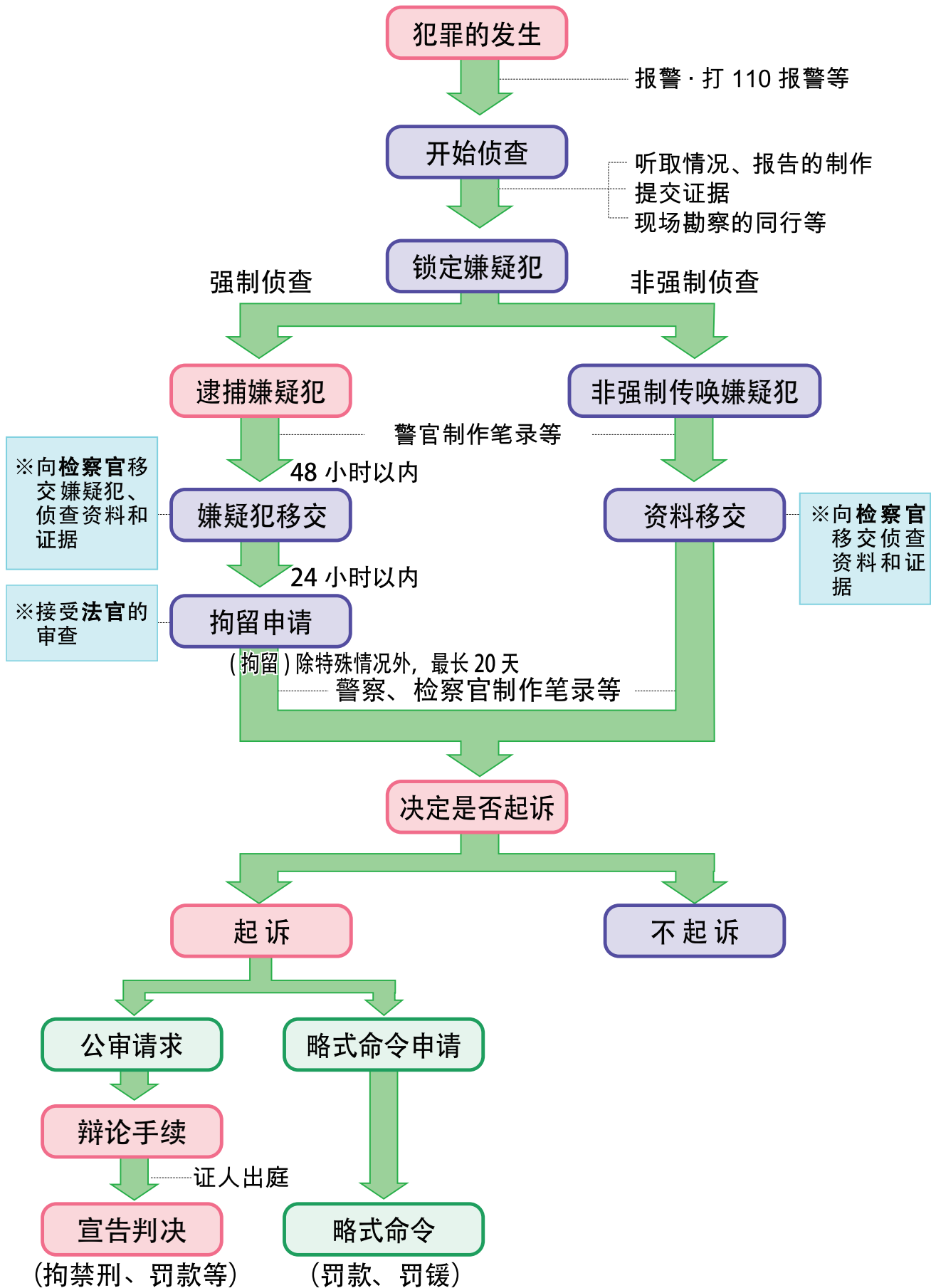
裁判を傍聴したい方は、事件を担当する裁判所、検察庁、事件を取り扱った警察署の捜査員又は被害者連絡員にお問い合わせください。

以上が一般的な刑事手続の概要ですが、犯人が少年（20歳未満）の場合には、少年審判手続による場合など、上記の手続とは違う場合があります。（12ページの「少年事件の手続」をご覧ください。）

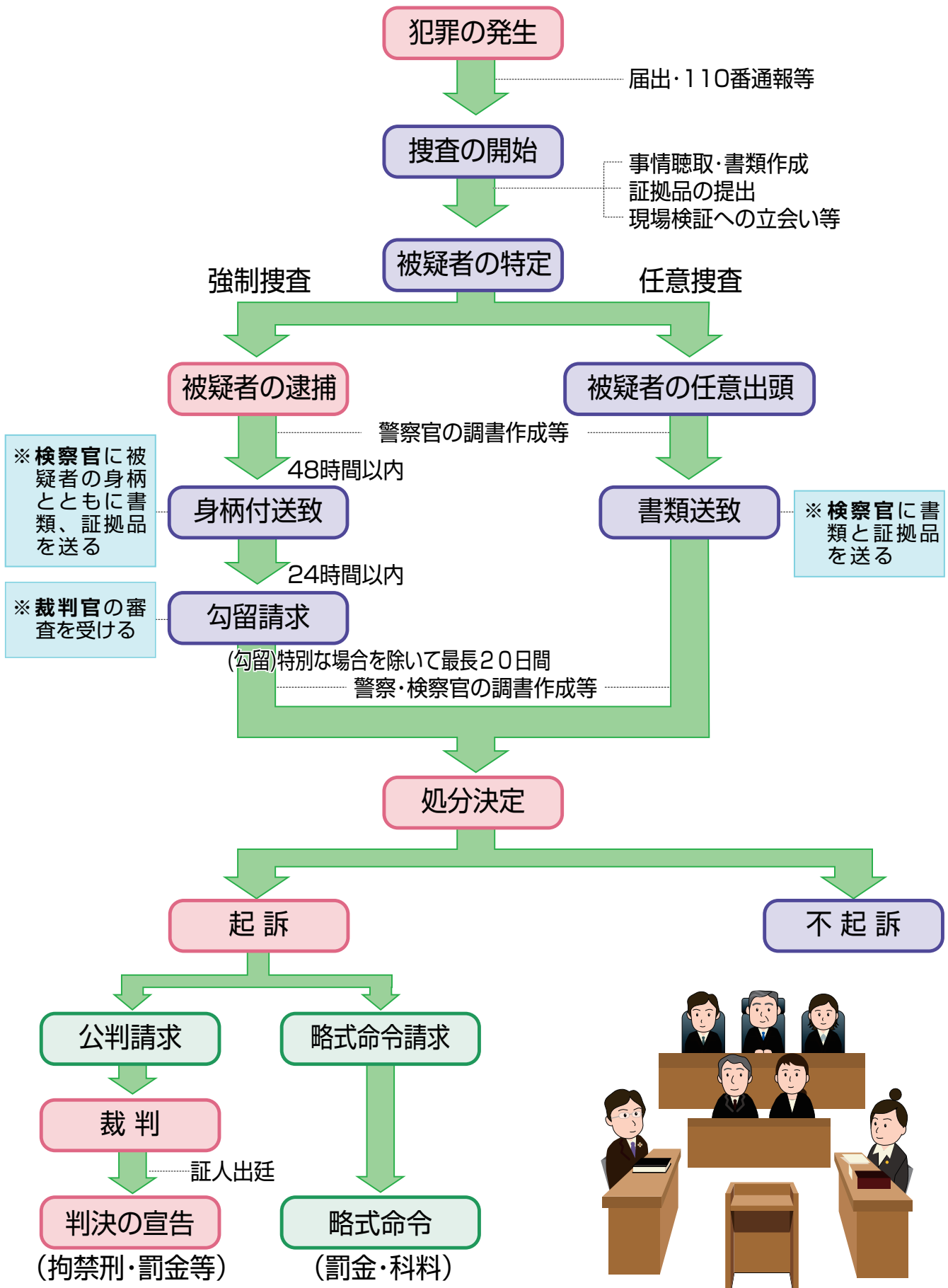
◎問合せ先

- | | | |
|-------------------------|---|---------------|
| ■東京高等裁判所 | } | ☎03-3581-5411 |
| ■東京地方裁判所 | | |
| ■東京地方検察庁交通事件連絡室（日本語で対応） | | ☎03-5210-6270 |
| ■事故を取り扱った警察署 | | |

日本的刑事程序流程



日本の刑事手続の流れ



少年犯罪案件办理程序

犯人为少年（未满 20 周岁）时，原则上依据**少年审判程序**进行审判，与一般的刑事案件程序不同。

犯人为 14 周岁以上未满 20 周岁的少年时

○侦查等

对于**14 岁以上未满 18 周岁**的少年做的案件经过侦查，

→相当于拘禁刑（废除禁锢刑与惩役刑，统一设立拘禁刑）以上的刑罚的罪行，将其案件移交检察官。受理移交的检察官，附上对少年下什么处分的意见，则将其案件移交家庭裁判所。

→相当于罚款以下的罪行，警察将其案件直接移交家庭裁判所。

18 岁以上未满 20 周岁的少年做的犯罪全部都会移交检察官。

○审判

家庭裁判所对于移交过来的案件进行必要的调查，作出**审判开始、不进行审判和移交检察官**等的决定。少年犯罪案件审判程序为了对不良少年进行教育性保护，在家庭裁判所履行的非公开程序，与以处罚为目的的刑事案件程序不同。

案件移交检察官（所谓“逆送”）这一措施是针对 18 周岁以上未满 20 周岁少年犯的危险驾驶致死罪中的部分案件采取的措施。案件移交与检察官之后，无特殊情况，该案少年犯将以与 20 周岁以上的人相同的程序接受审理。

控告※3

在犯罪当中，虽然存在即使被害人不予控告也可给予犯人惩罚，但对于失误伤害罪等情况，则必须进行控告；提交明确要求给予罪犯处罚的控告书，同时需要接受警察的询问，以做笔录。

但，能控告的期间为，获知案犯之后6个月以内。若交通事故，并对对方为自行车等轻便车辆，或须要诉状。

※3 **控告**是指犯罪被害人、法定代理人（亲权者、监护人）等的控告权者向侦查机关，申告犯罪事实，请求惩处罪犯的意思表示。失误伤害罪等被称之为“亲自控告罪”的犯罪，原则上如果没有被害人等的有效控告，检察官无法对案件进行起诉。

○咨询处

■东京家庭裁判所

☎03-3502-6028(直拨)

■东京地方检察院交通案件联络室（日语应答）

☎03-5210-6270

■受理案件的警察署

少年事件の手續

犯人が少年（20歳未満）の場合は、原則として**少年審判手續**によって処理されるため、一般的な刑事手續とは異なります。

犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

○捜査等

14歳以上18歳未満の少年によって起こされた事件については、捜査を遂げた結果、
→ 拘禁刑以上の刑に当たる罪の場合は、検察官に送致します。送致を受けた検察官は、少年をどのような処分にするのが良いか意見を付け、家庭裁判所に送ります。
→ 罰金以下の刑に当たる罪の場合は、警察が直接、家庭裁判所に送致します。

18歳以上20歳未満の少年によって起こされた事件については、全て検察官に送致します。

○審判

家庭裁判所では、送致されてきた事件について、必要な調査を行い、**審判開始、審判不開始、検察官送致**などの決定をします。少年審判手續は非行少年の教育的な保護のために、家庭裁判所で行われる非公開の手續で、処罰を目的とする刑事手續とは異なります。

検察官送致（いわゆる逆送）の対象となるのは、18歳以上20歳未満の少年が起こした危険運転致死罪の一部となります。検察官送致となった少年は原則として、20歳以上の者と同様の手續によって裁判を受けることとなります。

告訴※3

犯罪の中には、被害者等が告訴しなくても犯人を処罰できるものがありますが、過失傷害罪などの場合は、告訴が必要になり、犯人の処罰を明確に求める告訴状の提出と、警察官の調書の作成に応じていただくことが必要になります。

なお、告訴ができる期間は、犯人を知ってから6か月以内です。交通事故の場合では、相手側が自転車などの軽車両であった場合に告訴状等が必要になる場合があります。

※3 **告訴**とは、犯罪の被害者、法定代理人（親権者、後見人）などの告訴権者が捜査機関に対し、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示をいいます。過失傷害罪などの「**親告罪**」とよばれる犯罪は、原則として被害者などからの有効な告訴がなければ、検察官は事件を起訴することができません。

○問合せ先

■東京家庭裁判所

☎03-3502-6028(直通)

■東京地方検察庁交通事件連絡室（日本語で対応）

☎03-5210-6270

■事件を取り扱った警察署

3

请被害人及其家属必要时协助侦查。

请被害人及其家属必要时协助侦查。另外，还可能因此让您承受某种精神压力。

也许因为事故反复调查而给您带来不便，但因对侦查非常重要，恳请您的理解和支持。

具体内容如下：

听取情况

警察在接到 110 等事故通报后赶往现场。

主管侦查员向被害人及其家属，目击者就事故发生的状况和事故前后状况等进行询问。也许有些事情不愿意想起或不愿意说但因是证明事故和特定嫌疑犯必不可少的重要事项，对侦查非常重要，所以要进行询问。

被害人及其家属除被警察询问以外，有时检察官也会进行询问。也许你会质疑为何反复询问同样的问题，但对检察官判断是起诉（不起诉）罪犯、向法院请求给予罪犯哪种程度的处罚至关重要，请予以理解和支持。

提交证据

有时可能被要求将事故当时所穿着的衣物和所持物品等作为证据提交，请给予理解和支持。

但所提交的所持物品等，不需要警察和检察官作为证据再保管时，会原样返还。

3 被害者やご家族には、捜査へのご協力を お願いすることがあります。

被害者やご家族には、捜査へのご協力をお願いすることがあります。また、そのことで負担をおかけすることがあります。

事故を蒸し返されるようでつらいと思われるかもしれませんが、捜査上、非常に重要なことばかりですので、ご理解とご協力をお願いします。

具体的には、次のようなことがあります。

事情聴取

110番などで交通事故の通報を受けると、警察官が現場に駆けつけます。担当の捜査員が、被害者やご家族、目撃者に事故の状況や事故にあう前後の状況などについてお聞きすることがあります。思い出したくないこと、話したくないこともあると思いますが、事故の立証や被疑者の特定に欠くことのできない重要なことを捜査上の必要があってお尋ねするものです。

被害者やご家族の方は、警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聞かれることがあります。どうしても同じことを繰り返し聞かれるのだろうかと思われるかもしれませんが、検察官が被疑者を起訴（不起訴）にするか、裁判所に対し、どの程度の刑罰を求めるかの判断をするために重要なことですから、ご理解とご協力をお願いします。

証拠品の提出

事故当時に着ていた服や所持品などを証拠品として提出していただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、提出していただいた所持品などは、証拠品として警察や検察で保管する必要がなくなれば、お返しします。

现场勘查（实地调查）的同行

被害人及其家属有时会被要求一起去现场勘查（实地调查）。

所谓现场勘查（实地调查）是指警察在交通事故现场等，对事故状况进行确认。

为了正确判断，在某种程度上需要花费一定的时间，但这是查明案件真相和证明犯罪事实所必须的，请予以理解和支持。

法院出庭（审判时可利用的制度）

审判一旦开始，被害人及其家属有可能需要在法院出庭作证。

此时，需要事先与检察官进行商讨，就作什么样的证言和接受什么样的问题询问等，接受详细的说明。

另外，被害人及其家属就

- 作证时，需要有家属及心理顾问陪同
- 作证时，需要设置屏蔽物，避免让被告人和旁听者看见
- 采用电缆连接法庭和其他房间，通过监视屏作证（视频连接方式）
- 在法庭就被害事实陈述现在的心情和对案件的意见
- 被害人及其遗属等优先旁听案件审判
- 阅览和复制相关案件的公审记录
- 刑事审判案件中，除审判以外就民事方面达成和解时，要求审理此刑事案件的法院将其和解内容记录在公审笔录上

等方面的问题，通过主管检察官等，可向法院提出申请。

详情请咨询警署办案主管侦查员（被害人联络员）、警视厅犯罪被害人援助室或东京地方检察院被害人咨询室、犯罪被害人支援室等

◎咨询处

- 处理事故的警察署
- 警视厅犯罪被害人援助室（日语应答）
- 东京地方检察院交通案件联络室（日语应答）

☎03-3581-4321 内线 21233
☎03-5210-6270

現場検証（実況見分）への立会い

被害者やご家族には、現場検証（実況見分）に立ち会っていただくことがあります。

現場検証（実況見分）とは、警察官などが交通事故の現場などで、事故の状況等を確認することをいいます。

正確を期するために、ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものですので、ご理解とご協力をお願いします。

裁判所への出頭（裁判で利用できる制度）

裁判が始まると、被害者やご家族には、裁判所で証言していただく場合があります。

その場合には、事前に検察官と打合せを行い、どんな証言をするのか、どんな質問を受けるのかなどについての詳しい説明を受けます。

また、被害者やご家族は、

- 証言する場合に、家族や心理カウンセラーなどに付き添ってもらふこと
- 証言する場合に、被告人や傍聴人から見えないように遮へい物を設置してもらふこと
- 法廷と別室とをケーブルで結び、モニターを通じて証言すること（ビデオリンク方式）
- 被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べること
- 被害者やご遺族などが事件の裁判を優先して傍聴すること
- 関係事件の公判記録を閲覧、コピーすること
- 刑事裁判事案で、裁判以外で民事上の和解が成立した場合には、刑事事件を審理している裁判所に対して、その和解内容を公判調書に記載するよう求めること

などを、担当の検察官を通じるなどして、裁判所に対して申し出ることができます。

詳しくは、事件を取り扱った警察署の捜査員（被害者連絡員）、警視庁犯罪被害者支援室又は東京地方検察庁交通事件連絡室等にお問い合わせください。

◎問合せ先

■事故を取り扱った警察署

■警視庁犯罪被害者支援室（日本語で対応）

■東京地方検察庁交通事件連絡室（日本語で対応）

☎03-3581-4321 内線 21233

☎03-5210-6270

4 警视厅有制度通知警察侦查经过。

被害人联络制度

在不妨碍侦查的范围内，可告知案件信息。

警察在不影响侦查等的前提下，由负责调查事故的警察署的侦查员（被害人联络员），就以下事项通知希望者。

未逮捕嫌疑人时

○侦查状况

对此信息进行通知。

逮捕了嫌疑人时

○嫌疑人被逮捕

○嫌疑人的姓名、住址及其他事项的概要

○嫌疑人的处罚状况和移交的检察院

对上述信息进行通知。

未逮捕嫌疑人的案件已移交检察院时

○嫌疑人的姓名、住址及其他事项的概要

○移交的检察院

对上述信息进行通知。

但罪犯为少年时，通知内容等多少有些不同。

4 警視庁には、警察での捜査の経過等をお知らせする制度があります。

被害者連絡制度

捜査などに支障のない限り、事件情報をお知らせします。

警察では、捜査などに支障のない限り、以下に掲げる事項について、事故捜査を取り扱った警察署の捜査員（被害者連絡員）が事件情報をお知らせします。

被疑者を逮捕していない場合

○捜査状況

についての情報をお知らせします。

被疑者を逮捕した場合

○被疑者逮捕の旨

○被疑者の氏名、住居、その他事件の概要

○被疑者の処分状況・送致先検察庁

などについての情報をお知らせします。

被疑者を逮捕せずに送致した場合

○被疑者の氏名、住居、その他事件の概要

○送致先検察庁

についての情報をお知らせします。

なお、犯人が少年の場合は、お知らせする内容などが若干異なる場合があります。

关于加害人驾驶执照的行政处罚

- 对加害人的意见听取时间等
对交通事故的加害人

- 吊销驾驶证
- 暂扣驾驶证 90 天以上（含 90 天）

采取以上措施时，作为事前程序要以公开方式听取加害人的意见等，但当被害人及其家属咨询时，可告知听取时间的信息。

- 加害人的行政处罚结果

- 交通死亡事故的遗属
- 因交通事故导致严重后遗症者及其家属

当来自以上人员问询时，要告知对加害人的行政处罚结果（吊销驾驶证、暂扣驾驶证）等相关信息。

◎咨询处

- 处理事故的警察署
- 警视厅驾驶证本部行政处罚课（日语应答）

☎03-6717-3137(总机)

加害者の運転免許の行政処分について

○加害者に対する意見の聴取の期日等

交通事故の加害者に対し、

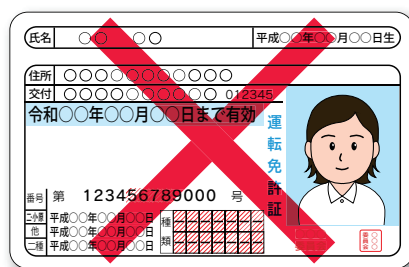
- ・ 免許の取消し
- ・ 免許の効力を90日以上停止

しようとする場合には、事前手続として公開による意見の聴取等が行われますが、被害者やご遺族からの問い合わせがあった場合には、その聴取期日等の情報をお知らせします。

○加害者の行政処分結果

- ・ 交通死亡事故のご遺族
- ・ 交通事故で重度後遺障害を受けた方やそのご家族

から問い合わせがあった場合には、加害者に対する行政処分結果（免許の取消、免許の効力停止等）に関する情報をお知らせします。



◎問合せ先

- 事故を取り扱った警察署
- 警視庁運転免許本部行政処分課（日本語で対応）

☎03-6717-3137(代)

5 设立有刑事审判出庭制度等。

被害人参加制度

危险驾驶致死伤罪、 失误驾驶致死伤罪的被害人等在取得法院许可, 获得“被害方参加人”等诉讼程序上的地位后, 可参加刑事案件的审判。希望参加刑事案件审判时, 请向案件主管检察官申请。

允许参加审判的被害方参加人在公审日出庭时, 在一定条件下, 可对证人和被告人进行提问, 阐述事实及法律适用性方面的意见。

警视厅为早期实现被害者能够向精通于被害者支援的律师咨询, 与律师会联系。具体请向警署办案主管侦查员 (被害人联络员) 询问。

被害人国选辩护制度

成为被害方参加人的被害人等, 虽然公审日出庭、向被告人等询问的行为可委托给律师, 但财力 (现金、存款等的合计金额。自申请日开始 6 个月以内, 若预计需要支付因犯罪行为所致的治疗费等费用, 其费用从财力中扣除。) 不足 200 万日元时, 法院可经由日本司法援助中心 (Houterasu), 可申请选择律师 (“被害人参加律师”)。该律师的报酬及费用由国家负担。

有此愿望时, 请向日本司法援助中心 (Houterasu) 申请。

损害赔偿命令制度

因危险驾驶致死伤等故意犯罪行为致人死伤的被害人等, 在起诉后至刑事审判辩论结束之间, 可以向负责刑事案件的法院申请, 责令被告人就被起诉刑事案件犯罪事实为起因的非法行为所致的损害进行赔偿。

该程序在宣告被告人有罪时, 可立即开始损害赔偿命令案件的审理, 原则上要求在 4 次以内的时间简单迅速地进行, 刑事案件主审法院利用职权等调查刑事案件笔录, 可以非常容易地证明被害人等所遭受的被害事实。

但无法在 4 次以内结束以及对申请损害赔偿命令的判决持有异议时等, 则归于普通的民事诉讼程序。

详情请询问主管检察官及案件主审检察院或法院。

◎咨询处

■处理事故的警察署

■警视厅犯罪被害人援助室 (日语应答)

■东京地方检察院交通案件联络室 (日语应答)

■日本司法援助中心 (Houterasu) (日语应答)
犯罪被害人援助电话 (翻译服务)

☎03-3581-4321 内线 21233

☎03-5210-6270

☎0120-079714

☎0570-078377

5 刑事裁判に参加する制度などがあります。

被害者参加制度

危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪等の被害者等は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。刑事裁判への参加を希望される場合は、事件を担当する検察官にお申し出ください。

参加を許された被害者参加人は、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対し質問したり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

なお、警視庁では、早期の段階から被害者支援に精通した弁護士への法律相談等を可能にするため弁護士会等と連携しています。詳しくは、事件を取り扱った警察署の捜査員（被害者連絡員）に遠慮なくお申し出ください。

被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害者等は、公判期日に出席したり、被告人質問などの行為を弁護士に委託することもできますが、資力（現金、預金等の合計額。請求の日から6か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除されます。）が200万円に満たない場合には、裁判所に対し、日本司法支援センター（法テラス）を経由して、弁護士（「被害者参加弁護士」と呼ばれます。）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

ご希望の場合は、日本司法支援センター（法テラス）にお申し出ください。

損害賠償命令制度

危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等は、刑事事件を担当している裁判所に対し、起訴後、刑事事件の弁論が終わるまでの間に、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審査が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合などは、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

◎問合せ先

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| ■事故を取り扱った警察署 | |
| ■警視庁犯罪被害者支援室（日本語で対応） | ☎03-3581-4321 内線 21233 |
| ■東京地方検察庁交通事件連絡室（日本語で対応） | ☎03-5210-6270 |
| ■日本司法支援センター（法テラス）（日本語で対応） | ☎0120-079714 |
| 犯罪被害者支援ダイヤル（通訳サービス） | ☎0570-078377 |

6 有制度让被害人了解案件、审判及案犯目前的情况等。

通知被害人等制度

检察院设立有对遭遇犯罪的被害人等通知案件处理结果的“通知被害人等制度”。

对象

- 被害人及其亲属或相当于亲属的希望被通知者
- 目击者及其他参考人等希望被通知者(除了一部通知。)

内容

视案件而定

- 案件的处理结果
- 实施审判的法院和审判日期
- 审判结果
- 犯人的状况
- 犯人在监狱的服刑情况
- 犯人出狱的相关信息 等

※ 根据案件性质等情况，若检察官判断不需通知被害人及其家属，就算其希望检方能通知相关情况，检察官也会只通知部分内容或全部内容都不通知。

方法

无特殊情况，一般都通过书面通知。

接受检察官询问的人，直接告知检察官自己的意愿。除此之外，请联系东京地方检察院或东京地方检察院立川支部被害人等咨询室、犯罪被害人支援室。

被害人等咨询室、犯罪被害人支援室

东京地方检察院为了尽可能缓解被害人等的负担和不安而设立被害人咨询室、犯罪被害人支援室。

应对来自被害人等的各种咨询，提供前往法庭的介绍，陪伴，案件记录的阅览，证据品的返还等的各种手续的帮助，实施被害人援助相关机构和团体的介绍等支援活动。

◎咨询处

■东京地方检察院被害人等咨询室(日语应答)

☎03-3592-7611

■东京地方检察院立川支部被害人等咨询室(日语应答)

☎042-548-5766

6 事件や裁判、犯人の状況を知る等の制度があります。

被害者等通知制度

検察庁には、犯罪の被害にあわれた方々に、事件の処分結果などを通知する「被害者等通知制度」があります。

対象

- 被害者、その親族又はこれに準ずる方で通知を希望する方
- 目撃者、その他参考人などで通知を希望する方（一部の通知を除く。）

内容

事案に応じて

- 事件の処分結果
- 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- 裁判の結果
- 犯人の身柄の状況
- 犯人の刑務所における処遇状況
- 犯人の刑務所からの出所に関する情報 など

※ 事件の性質などから、通知しない方がよいと検察官が判断した場合には、通知希望があってもその全部又は一部について通知しない場合があります。

方法

原則、文書により通知します。

検察官から事情聴取を受ける方は、その際に検察官に通知希望をお伝えください。それ以外の方は、東京地方検察庁又は東京地方検察庁立川支部の被害者等相談室、犯罪被害者支援室に連絡してください。

被害者等相談室、犯罪被害者支援室

東京地方検察庁は、被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため被害者等相談室、犯罪被害者支援室を設けています。

被害者等からの様々な相談の対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還などの各種手続の手助けや被害者支援の関係機関・団体の紹介などの支援活動を行います。

◎問合せ先

■東京地方検察庁被害者等相談室（日本語で対応）

☎03-3592-7611

■東京地方検察庁立川支部被害者等相談室（日本語で対応）

☎042-548-5766

7 对少年犯罪案件的被害人等，设立有如下制度。

少年犯罪案件的被害人，若向家庭裁判所提出申请，可享有如下权利。

- 在作出开始审判的决定后，原则上对法院持有的少年犯罪案件的案件记录（进行有关少年保护性的调查记录，社会记录除外。）进行阅览和复制
- 向法官及家庭裁判所调查官陈述有关被害的心情和意见
- 危险驾驶致死伤等故意犯罪行为致人死伤案件，失误驾驶致死伤等（限于加害人的年龄在案发当时为12周岁以上的情况。另外，无论任何伤害案件，限于由此对生命造成严重威胁的情况。）的案件，在获得法院许可后旁听少年案件的审判
- 接受来自家庭裁判所关于审判期间的审判状况的说明
- 接受来自家庭裁判所关于少年案件审判结果的通知

详情请向案件主管家庭裁判所咨询。

另外，加害者（少年）的审判结果为“移交少年院”或者“保护观察”时，“移交少年院”的场合可以向少年鉴别所、“保护观察”的场合可以向保护观察所提出来，被害人等

- 就可以收到有关加害者在少年院或保护观察的状况的通知

详情请向家附近的少年鉴别所或都道府县的保护观察所咨询。

◎咨询处

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ■东京家庭裁判所 | ☎03-3502-6028 (直拨) |
| ■东京家庭裁判所立川支部 | ☎042-845-0365 |
| ■东京少年鉴别所 | ☎03-3931-1141 |
| ■东京西少年鉴别所 | ☎042-500-5271 |
| ■东京保护观察所犯罪被害人等咨询室 | ☎03-3597-0132 |

7 少年による事件の被害者等には、 次のような制度があります。

少年による事件の被害者等は、家庭裁判所に申し出ると、

- 審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除かれます。）を閲覧、コピーすること
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べること
- 危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた事件、過失運転致死傷等（加害者の年齢が事件当時、12歳以上の場合に限られます。また、いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の事件について、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴すること
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けること
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けること

ができます。

詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問い合わせください。

また、加害者（少年）の審判結果が「少年院送致」又は「保護観察」であった場合は、被害者等が、「少年院送致」の場合は少年鑑別所、「保護観察」の場合は保護観察所に申し出ると、

- 少年院又は保護観察中の処遇状況などについて通知を受けること

ができます。

詳しくは、お近くの少年鑑別所又はお住まいの都道府県にある保護観察所にお問い合わせください。

◎問合せ先

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ■東京家庭裁判所 | ☎03-3502-6028（直通） |
| ■東京家庭裁判所立川支部 | ☎042-845-0365 |
| ■東京少年鑑別所 | ☎03-3931-1141 |
| ■東京西少年鑑別所 | ☎042-500-5271 |
| ■東京保護観察所犯罪被害者等相談室 | ☎03-3597-0132 |

8

监狱及少年院等有听取、传达被害人心情等制度。

被关押在少年院或在监狱服刑期间，监狱及少年院等相关设施会倾听被害人倾诉受到侵害之后的心情。若被害人需要，可以将其内容传达给被关押在少年院或在监狱服刑中的加害人。

对象

- 被害人
- 被害人的法定代理人（监护人等）
- 若被害人已死亡或得了重病重伤时，则包含配偶者、直系家人（被害人的父母、孩子等）或是兄弟姐妹

内容

可适用此制度的加害人为被关押在刑事设施（监狱、少年监狱、看守所）的服刑人员以及被关押在少年院等的在押人员。

- 上述设施的工作人员会倾听被害人倾诉受到侵害之后的心情以及被害人现在所面临的情况，也听取被害人对加害人在监狱或少年院的生活和活动的意见。
- 若被害人希望把上述内容传达给加害人，会把被害人所陈述的心情等内容记录在书面，并且在加害人面前读出其内容。
- 若被害人要知道加害人的反应及所陈述的内容，可以将其告知给被害人。
- 此外，针对加害人进行疏导与监督，以使其直视自己的错误所致的受害真实情况，并促使其怀着悔恨之意、进行自我反省。

关于办理申请手续

要利用本制度，除提交申请书以外，还需要提交能确认申请者本人身份等资料。详情请询问以下咨询处。

◎咨询处

■关东矫正管区	☎048-600-1500
■东日本成人矫正医疗中心	☎042-542-0328
■府中监狱	☎042-330-0023
■东京拘留所	☎03-3602-7003
■立川拘留所	☎042-540-4441
■多摩少年院	☎042-627-2532
■东日本少年矫正医疗·教育中心	☎042-542-0024
■爱光女子学园	☎03-3480-2178
■东京少年鉴别所	☎03-3931-1141
■东京西少年鉴别所（东京西法务少年支援中心）	☎042-500-5271 分机号7722

8 刑務所や少年院などには、心情等の聴取・伝達制度があります。

刑務所や少年院などでは、加害者が受刑・在院している間、被害にあわれた方から被害に関する心情等をお聴きし、被害にあわれた方が希望する場合は、これを受刑中・在院中の加害者に伝えることができます。

対象

- 被害者
- 被害者の法定代理人（親権者など）
- 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

内容

- 対象となる加害者は、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）に収容されている受刑者と少年院に収容されている在院者となります。
- 施設の担当職員が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑中・在院中の加害者の生活や行動に関するご意見をお伺いします。
 - 加害者への伝達を希望される場合、お伺いした心情等を記載した書面を加害者の前で読み上げて伝達します。
 - ご希望に応じ、伝達の際に加害者が述べたことをお知らせします。
 - 加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。

利用について

制度をご利用いただくには、申出書のほか、本人を確認するための書類等の提出が必要になります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/>



◎問合せ先

■ 関東矯正管区	☎048-600-1500
■ 東日本成人矯正医療センター	☎042-542-0328
■ 府中刑務所	☎042-330-0023
■ 東京拘置所	☎03-3602-7003
■ 立川拘置所	☎042-540-4441
■ 多摩少年院	☎042-627-2532
■ 東日本少年矯正医療・教育センター	☎042-542-0024
■ 愛光女子学園	☎03-3480-2178
■ 東京少年鑑別所	☎03-3931-1141
■ 東京西少年鑑別所（東京西法務少年支援センター）	☎042-500-5271 内線7722

9 东京保护观察所有听取、传达被害人心情等制度。

东京保护观察所，为交通事故被害人设立了

- 听取、传达被害人心情等制度
- 通知被害人等制度
- 咨询和援助

以上窗口，配置专人予以接待。

对象

主要是以被害人及其遗属中的制度利用希望者为对象

内容

- 可向保护观察中的加害人转达被害人的心情。
- 通知保护观察的开始・结束・状况等信息。
- 可向专职负责人咨询不安和烦恼。

关于利用

- 咨询、支援以外的制度在一定期间内可利用。
- 利用制度时，除提交申请书以外，还需提交能确认本人身份等资料。
- 不同的制度，其对象范围、申请机构、申请手续和必要资料等也不尽相同。

详情请咨询东京保护观察所犯罪被害人等咨询室。

◎咨询处

■东京保护观察所犯罪被害人等咨询室（日语应答）

☎03-3597-0132

9 東京保護観察所には、心情等聴取・伝達制度などがあります。

東京保護観察所には、交通事故の被害にあわれた方々のために

- 心情等聴取・伝達制度
- 被害者等通知制度
- 相談・支援

の制度の窓口があり、専任の担当者に対応しております。

対象

主として被害者又はそのご遺族で、制度の利用を希望される方

内容

- 保護観察中の加害者に対し、被害者の方の心情を伝えることができます。
- 加害者の保護観察の開始・終了・状況などをお知らせします。
- 専任の担当者に不安や悩み事を相談することができます。

利用について

- 相談・支援以外の制度は利用できる期間が限られています。
- 制度をご利用いただくには、申出書のほか、本人を確認するための書類等の提出が必要になります。
- 対象となる方の範囲、申出先、申出の手続、必要書類等は制度によって異なります。

詳しくは東京保護観察所犯罪被害者等相談室までお問い合わせください。

法務省ホームページ「更生保護における犯罪被害者等施策」
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim.html



◎問合せ先

■東京保護観察所犯罪被害者等相談室（日本語で対応）

☎03-3597-0132

10 解决损害赔偿等民事纠纷有如下处理方法。

因汽车（含 50cc 以下摩托车。）导致人身事故的损害赔偿责任，依据汽车损害赔偿保障法第 3 条，除了事故的当事人（加害人），业务中发生事故当事人的雇主之外，汽车的运营提供者（自用汽车的所有者和运输公司等）也要承担赔偿责任，因此人身事故的被害人可以向事故当事人、雇主以及汽车运营提供者要求进行财产损失及精神损害赔偿。

但该程序与刑事程序不同，其解决方法有如下 3 种。

协商

当事人之间就赔偿金额相互协商，以求圆满解决。当事人双方协商一致，法律方面成立；因车祸导致的大部分损害赔偿都是采用协商的办法解决。

调解

申请简易法庭调解，由调解员提出的调解方案双方同意后成立。调解具有比普通审判费用低和程序简单等优点。

诉讼（审判）

协商和调解均不能达成一致时，则进入诉讼（审判）。在诉讼（审判）过程中，也存在当事双方妥协以及经过法官劝告而达成和解的情况。

但直至最后当事双方仍无法妥协时，则遵循法官的判决。

10 損害賠償などの民事上の問題解決には、次の方法があります。

自動車(原動機付自転車を含む。)による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条により、事故の当事者(加害者)、業務中の事故の場合における当事者の使用者のほか、自動車の運行供用者(自家用自動車の所有者や運送事業者など)にも賠償責任がありますので、人身事故の被害者は、事故の当事者・使用者だけでなく自動車の運行供用者に対しても、財産的損害や精神的損害の賠償請求を行うことができます。

なお、この手続は、刑事手続とは異なるものですが、解決の方法には、次の3つの方法があります。

示談

当事者間で話し合い、賠償金の授受を約束して、円満に解決を図るものです。法的には当事者双方の合意によって成立し、自動車事故による損害賠償の大部分は、この示談によって解決されています。

調停

簡易裁判所に調停の申立てを行い、調停委員の示す調停案に双方が合意することで成立します。

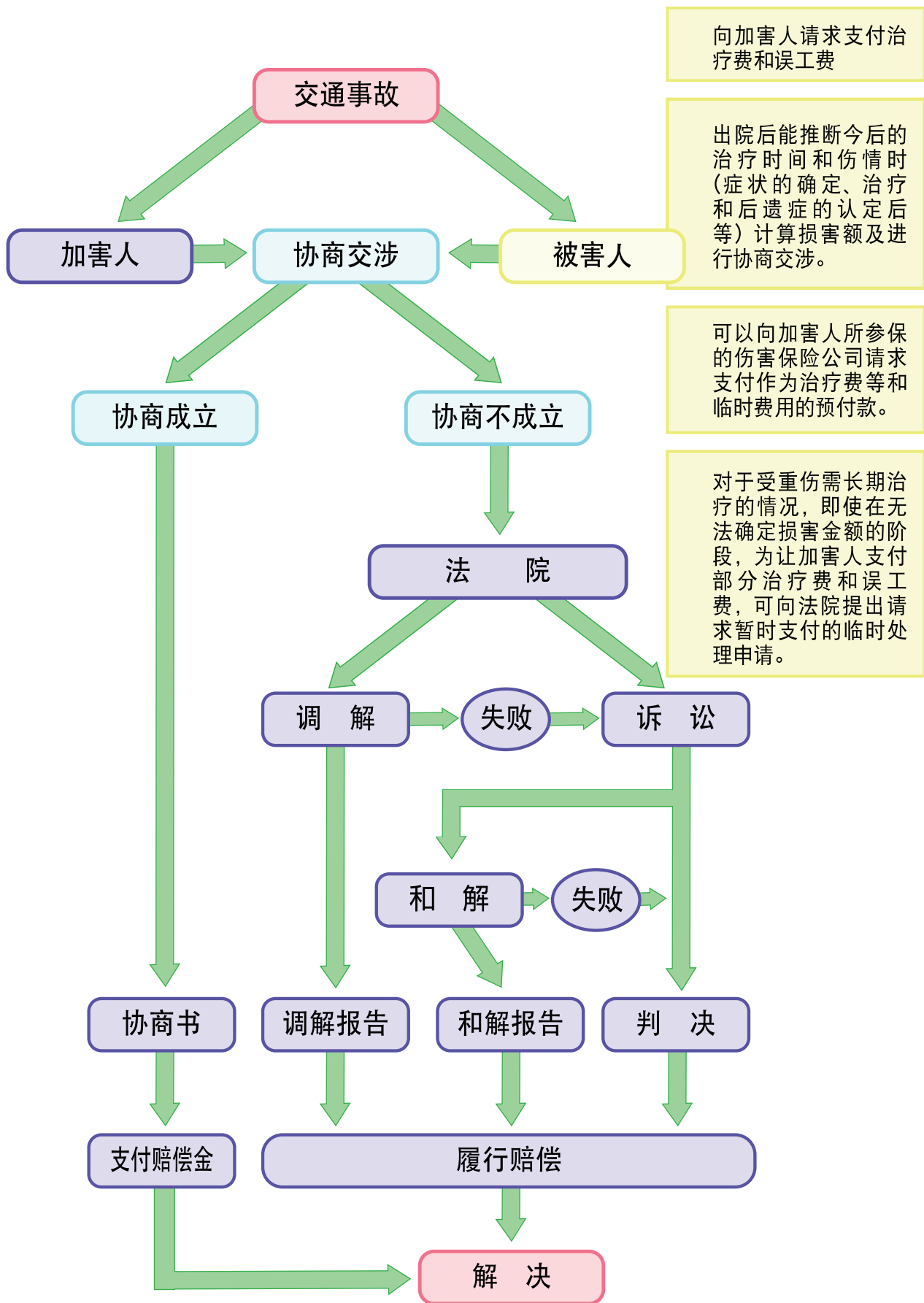
調停は一般に裁判に比べて費用が安く、手続も簡単であるなどの利点があります。

訴訟(裁判)

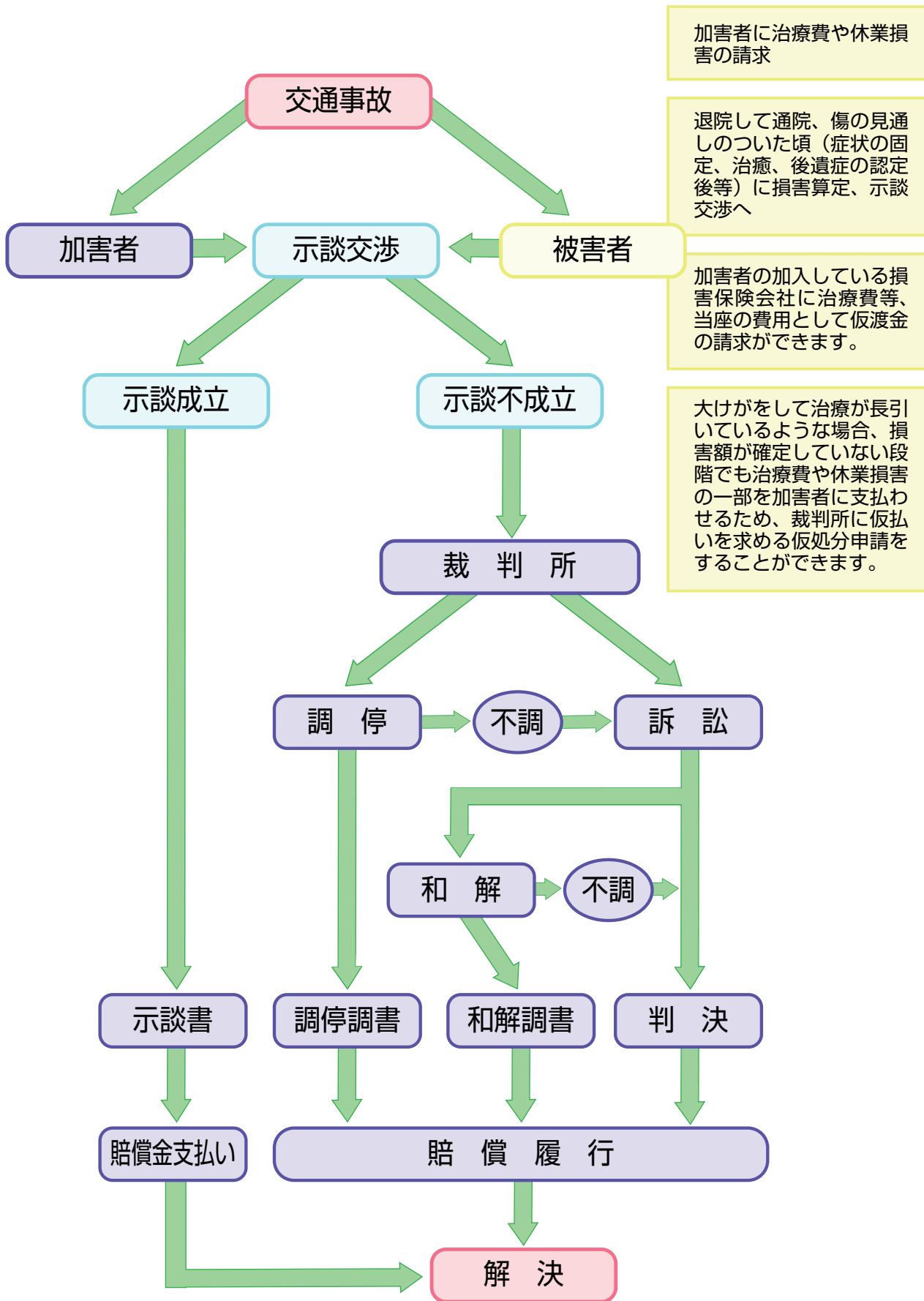
示談や調停によって話し合いがつかない場合、訴訟(裁判)を起こすこととなります。訴訟(裁判)の過程でも当事者双方が妥協したり、裁判官の勧めによって和解することもあります。

しかし、最後まで当事者間に妥協が見られないときは、裁判官の判決に従うこととなります。

解决损害赔偿问题的流程



損害賠償問題解決の過程



11 汽车保险制度的内容。

汽车保险（汽车互助）分为汽车损害赔偿责任保险、汽车损害赔偿责任互助（以下称为“汽车赔偿责任保险（汽车赔偿责任互助）”）及任意保险（含任意互助）。

汽车赔偿责任保险（汽车赔偿责任互助）

汽车赔偿责任保险（汽车赔偿责任互助）是指为了保证遭遇人身事故的被害人及其家属的生活，汽车拥有者等有加入义务的保险种类。（一般称之为“强制保险”）。

被害人可直接向对方所签约的损害保险公司（组合）请求支付损害赔偿金额。

在不清楚对方所加入的保险公司时，可查看交通事故证明书。

支付的损害赔偿金额（限额）如下表。

而且，即使在汽车赔偿责任保险（汽车赔偿责任互助）中未明确赔偿金额的阶段，为了冲抵治疗费等的临时开支，设立有支付一定数额预付金的制度。

区 分		保险金限额
死 亡	对死亡所致的损害赔偿	3,000 万日元
	对死亡之前的伤害所致的损害赔偿	120 万日元
伤 害	对伤害所致的损害赔偿	
后 遗 症 障 碍	对后遗症障碍所致的损害赔偿 (1 ~ 14 级)	3,000 万日元 ~ 75 万日元
	对需要护理的后遗症障碍所致的损害赔偿 (视护理状态分为 1 级和 2 级)	1 级 4,000 万日元 2 级 3,000 万日元
	对后遗症发症前的伤害所致的损害赔偿	120 万日元

11

自動車の保険制度は、このようなものです。

自動車保険（自動車共済）には、自動車損害賠償責任保険、自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険（自賠責共済）」といいます。）及び任意保険（任意共済を含みます。）があります。

自賠責保険（自賠責共済）

自賠責保険（自賠責共済）は、人身事故による被害者やそのご家族の生活を守るために、自動車の保有者などに加入が義務付けられている保険です。（一般に「強制保険」と言われています。）

被害者から直接、相手方が契約している損害保険会社（組合）に対して、損害賠償額の支払いを請求することもできます。

相手方の加入している保険会社が分からない場合は、交通事故証明書により知ることができます。

支払われる損害賠償額（限度額）は、下表のとおりです。

なお、自賠責保険（自賠責共済）には、賠償額が確定しない段階でも、治療費等の当座の出費に充てるため、仮渡金として一定額が支払われる制度があります。

区 分		保険金限度額
死 亡	死亡による損害に対して	3,000 万円
	死亡するまでの傷害による損害に対して	120 万円
傷 害	傷害による損害に対して	
後遺障害	後遺障害による損害に対して (1～14 級)	3,000 万円 ～ 75 万円
	介護を要する後遺障害による損害に対して (介護の状態に応じて1 級と2 級に分類)	1 級 4,000 万円 2 級 3,000 万円
	後遺障害に至るまでの傷害による損害に対して	120 万円

任意保险（对人赔偿保险）

对人赔偿保险是指在人身事故中超过汽车赔偿 responsibility 保险（汽车赔偿 responsibility 互助）的支付金额时的一种补充赔偿金额保险。

因汽车赔偿 responsibility 保险已决定了应支付的赔偿金额，所以存在实际损害金额并非全部补偿的情况。

遇此情况时，若对方参保了任意保险，超过汽车赔偿 responsibility 保险（汽车赔偿 responsibility 互助）补偿部分，则由该任意保险支付。

详情请向损害保险公司（组合）或是如下机构咨询。

任意保险（财产赔偿保险）

关于因交通事故导致车辆及房屋损害，汽车赔偿 responsibility 保险（汽车赔偿 responsibility 互助）不会予以补偿。但对方在签约了任意保险中的财产赔偿保险时，根据事故的过失比例，由对方（参保者）请求支付的一种保险。

◎咨询处

■ 东京都交通事故咨询处（日语应答）

■ 损害保险公司（组合）

☎03-5320-7733

任意保険（対人賠償保険）

対人賠償保険は、人身事故で、自賠責保険（自賠責共済）の支払額を超える賠償額を補うための保険です。

自賠責保険では支払われる賠償額が決められているため、実際の損害額が全て補償されない場合があります。

このような場合に、相手方が任意保険に加入していれば、自賠責保険（自賠責共済）での補償を越えた部分は、この任意保険から支払われます。

詳しいことは、損害保険会社（組合）又は下記へお問い合わせください。

任意保険（対物賠償保険）

交通事故により生じた車両や家屋の物的損害については、自賠責保険（自賠責共済）では補償されません。しかし、相手方が任意保険の対物賠償保険の契約をしている場合は、事故の過失割合に応じて、相手方（加入者）の請求により支払われる保険です。



◎問合せ先

- 東京都交通事故相談所（日本語で対応）
- 損害保険会社（組合）

☎03-5320-7733

12 汽车赔偿责任保险的损害赔偿金额的申请具有短期时效性。

被害人及其家属向保险公司申请支付汽车赔偿责任保险（汽车赔偿责任互助）所致的损害赔偿金时，其申请权**原则上自事故发生之日起经过3年为其时效**，超过时效将不受理保险金的支付，请予以注意。

以上虽就汽车赔偿责任保险（汽车赔偿责任互助）的被害人向保险公司申请损害赔偿金的申请时效进行了说明，但并非是民法上向加害人请求**损害赔偿申请权（民法第724条）时效**的说明。

详情请向损害保险公司（组合）或是如下机构咨询。

必要资料

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ○损害赔偿金支付申请书 | 保险公司备有。 |
| ○交通事故证明书 | 警察署、交番（警亭）和驻在所备有的申请表。 |
| ○诊断书 | 由住院和就医的医院出具。 |
| ○诊疗费明细表 | 同上 |
| ○事故发生状况报告书 | 自行制作事故状况的简图。 |
| ○误工损害证明书 | 由自己就职的单位出具。 |

◎咨询处

■东京都交通事故咨询处（日语应答）

☎03-5320-7733

■损害保险公司（组合）

12 自賠責保険の損害賠償額の請求には、短期時効があります。

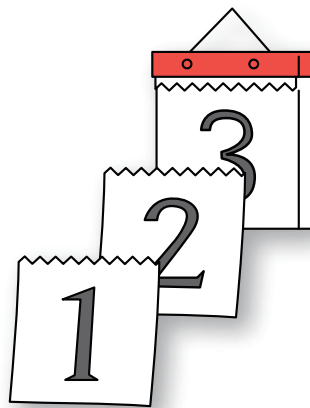
被害者やご家族が保険会社に対し、自賠責保険（自賠責共済）による損害賠償額の支払いの請求を行う場合、その請求権は原則として事故発生のおときから3年を経過したときに時効となり、保険金の支払いを受けることができなくなりますので注意してください。

ここでは、自賠責保険（自賠責共済）で被害者が保険会社に損害賠償額を請求する場合の時効について説明しましたが、民法上の加害者に対する損害賠償請求権（民法第724条）の時効の説明ではありません。

詳しいことは、損害保険会社（組合）又は下記へお問い合わせください。

必要書類

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ○損害賠償額支払請求書 | 保険会社にあります。 |
| ○交通事故証明書 | 警察署・交番・駐在所に申請用紙があります。 |
| ○診断書 | 入院・通院した病院で発行します。 |
| ○診療報酬明細書 | 同上 |
| ○事故発生状況報告書 | 事故状況の簡単な略図を自分で作成します。 |
| ○休業損害証明書 | 自分の勤務先の会社が発行します。 |



◎問合せ先

■東京都交通事故相談所（日本語で対応）

☎03-5320-7733

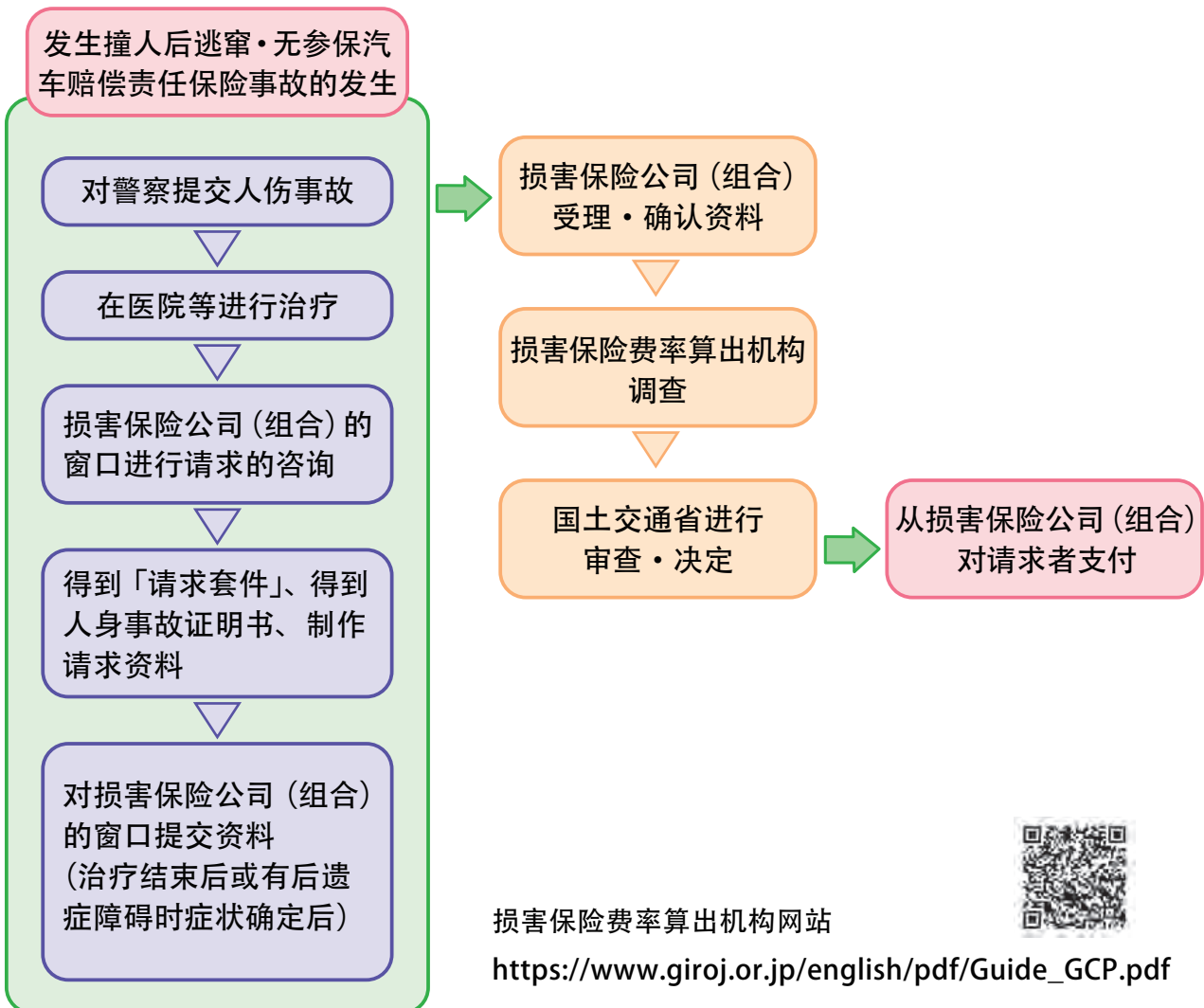
■損害保険会社（組合）

13 发生撞人后逃窜·无参保汽车赔偿责任保险事故时， 设有政府保险。(政府的保障事业)

撞人后逃窜，无法判明犯人时，没有参保汽车赔偿责任保险（汽车赔偿责任互助）的汽车成为加害车辆时，被害人或家属能向政府的自动车损害赔偿保障事业请求。

请求向损害保险公司（组合）申请，向损害保险公司（组合）的窗口咨询，详情请向如下机构咨询。

发生事故到支付的流程



◎咨询处

- 损害保险费率算出机构（日语应答）
- 东京都交通事故咨询处（日语应答）
- 损害保险公司（组合）

☎03-6758-1300

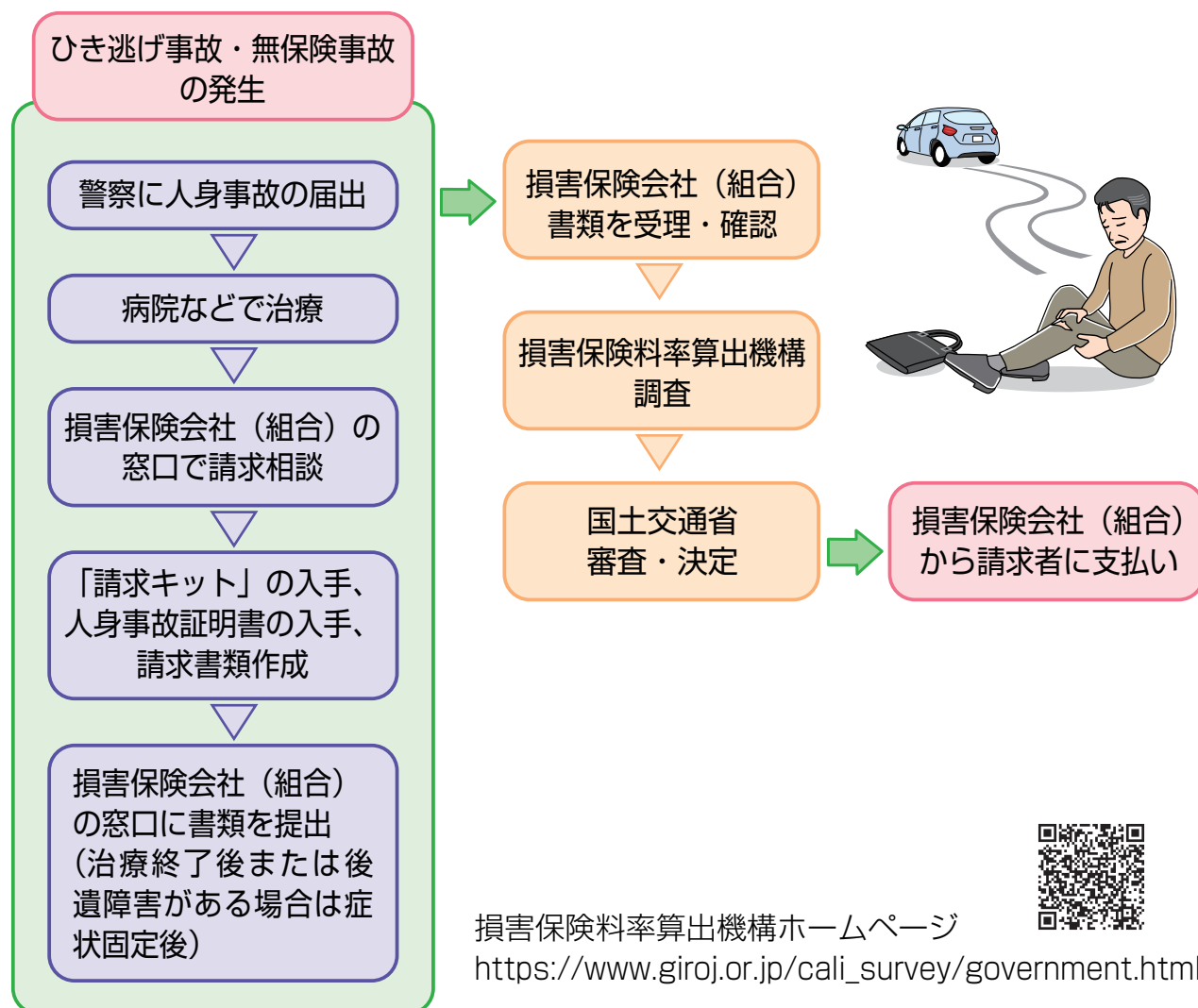
☎03-5320-7733

13 ひき逃げ事故・無保険事故にあった場合、政府の保障があります。(政府の保障事業)

ひき逃げされ犯人が判明しない場合や、自賠責保険（自賠責共済）をつけていない車が加害車両となった場合、被害者やご家族は、政府が行う自動車損害賠償保障事業に請求することができます。

請求は、損害保険会社（組合）で受け付けますので、詳しくは、損害保険会社（組合）の窓口に相談するか、下記へお問い合わせください。

事故にあってから支払までの流れ



◎問合せ先

- 損害保険料率算出機構（日本語で対応）
- 東京都交通事故相談所（日本語で対応）
- 損害保険会社（組合）

☎03-6758-1300
☎03-5320-7733

14 设立有经济方面的援助团体。

公益财团法人 交通遗儿育英会

实施向交通遗儿及因交通事故造成重伤者的子女提供奖学金（无息）的贷款事业。

贷款对象为因交通事故失去父亲或母亲，且就读于日本学校的高中生、大专生、大学生、专科学校学生和研究生等。

但留学生不在此列。

详情请向如下机构咨询。

NASVA（独立行政法人汽车事故对策机构）

日本全国有50个分所。对于因车祸损伤其脑部、脊髓等留有需要护理的严重后遗症患者支付护理费，并由机构职员访问领受护理费的人进行护理咨询、实施交流会。另外，在全国12个地方设立了专门为了因车祸致脑损伤，并留有严重意识障碍的人适当进行治疗・护理・复健的NASVA疗养设施（医院）。

为了因车祸失去家长或家长留有严重后遗症的孩子（贫困家庭），提供生活资金的无息贷款直到初中毕业。还为了促进车祸遗孤等家庭的交流，运营有之会，为孩子及家长提供交流的机会，举办能留下美好回忆的文娱活动。

日本司法援助中心东京地方办公室(Houterasu东京)

为经济能力方面没有余裕的人，提供免费法律咨询和垫付需要的律师、司法书士费用等。而且，Houterasu还开设有“犯罪被害人援助电话”，由具有被害人援助知识和经验的负责人介绍为恢复和减轻你所遭遇的损害和痛苦而设立的制度和咨询窗口，以及介绍对援助被害人有经验 and 理解的律师。

◎咨询处

■公益财团法人交通遗儿育英会（日语应答）

☎0120-521286

■NASVA（独立行政法人汽车事故对策机构）东京主管分所
（日语应答）

☎03-3621-9941

NASVA 交通事故被害人热线

☎0570-000738
或者03-6853-8002

■日本司法援助中心（Houterasu）（日语应答）

・犯罪被害人援助电话
・Houterasu 东京

☎0120-079714
☎0570-078301
☎0570-078377

（翻译服务）

14 経済的に援助する団体があります。

公益財団法人 交通遺児育英会

交通遺児や交通事故により重度の障害が残った方の子弟に、奨学金(無利子)の貸与事業を行っています。

貸与対象は、父親又は母親を交通事故で失い、日本の学校に通学する高校生、短大生、大学生、専門学校生、大学院生などです。

ただし、一時的に日本に留学している外国人の方は、対象となりません。

詳しくは、下記へお問い合わせください。



ナスバ（独立行政法人 自動車事故対策機構）

全国50か所に支所を設置し、自動車事故により脳や脊髄などを損傷して介護を要する重度後遺障害を負われた方に介護料を支給し、訪問して介護相談を行うとともに、介護料受給者等の交流会を実施しているほか、自動車事故により脳損傷を生じ、重度の意識障害が継続する状態にある方を対象に、適切な治療・看護・リハビリテーションを行う専門のナスバ療養施設(病院)を全国12か所で設置・運営しています。

また、自動車事故により保護者が亡くなったり、重度の後遺障害を残すこととなったご家庭(生活困窮家庭)の中学校卒業までのお子様などを対象とした無利子の生活資金貸付を実施しているほか、友の会を運営し、子どもたちや家族の交流の場を設け、楽しい思い出作りができるレクリエーション活動を行っています。



日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）

経済的に余裕のない方のために、民事法律扶助事業（無料法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替え）を行っています。また、法テラスでは、「犯罪被害者支援ダイヤル」を設け、被害者支援の知識・経験のある担当者が、お受けになった損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度や相談窓口、被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。



◎問合せ先

- | | |
|--|---|
| ■公益財団法人交通遺児育英会（日本語で対応） | ☎0120-521286 |
| ■ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）東京主管支所
（日本語で対応）
ナスバ交通事故被害者ホットライン | ☎03-3621-9941

☎0570-000738
又は03-6853-8002 |
| ■日本司法支援センター（法テラス）（日本語で対応）
・犯罪被害者支援ダイヤル
・法テラス東京
(通訳サービス) | ☎0120-079714
☎0570-078301
☎0570-078377 |

15 税法上有优待措施。

遭遇交通事故的被害人有时会被认定「申报・支付期限的延长」,「所得扣除」,「纳税缓和措置」等。详情请向下记咨询处咨询。

申报缴纳期限的延长

因交通事故的被害无法在指定的期限内进行申报・支付等的被害人,可以向主管税务署长申请,得到其承认以后,其理由结束的2个月之范围内延长期限。

所得扣除

因遭遇受交通事故在身体和心理上受到伤害的被害人,所得税的计算上,有时会被认定以下所得扣除。

○医疗费扣除

为纳税人本人和抚养的配偶者及其他亲属支付的医疗费,被扣减其医疗费为基础算出的金额。

○残疾人扣减

为纳税人本人和抚养的配偶者及其他亲属相当于障碍者时被扣除 27 万日元。(特别身体障碍者 40 万日元、同居特别障碍者 75 万日元)

○寡妇・单亲扣除

纳税人本人相当于寡妇或单亲时,会被扣除的金额时寡妇 27 万日元、单亲 35 万日元。

纳税缓和措置

因遭受交通事故受到身体和心理的被害人,对主管税务署长申请,有时会认定以下纳税缓和措施的适用。

○纳税的缓期

纳税者本人和本人抚养的亲属因生病、受伤而被认定无法缴纳国税时,会被缓期最长1年的期间,在上述期间内发生的滞纳金会被免除全额或一部分。

○折价的缓期

如果被认定为有可能因缴纳国税而无法继续事业或维持生活时,在这个情况下有诚实的纳税意识时,会被缓期最长1年的折价,在上述期间内发生的滞纳金的一部分会被免除。

其他

有时不需要纳税证明书的手续费。

○咨询处

■东京国税局税务咨询中心 (英语对应)
(节假日除外、周一~周五 9:00 ~ 17:00)

☎03-3821-9070

15 税法上の軽減措置があります。

交通事故の被害にあわれた方は、「申告・納付期限の延長」、「所得控除」、「納税緩和措置」等が認められる場合があります。詳しくは、下記問合せ先にお問い合わせください。

申告納付期限の延長

交通事故の被害により申告・納付等をその期限までにできない方は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

所得控除

交通事故の被害により心身への傷害を受けた方は、所得税の計算において、以下のような所得控除が認められる場合があります。

○医療費控除

納税者ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、その医療費の額を基に計算される金額が控除されます。

○障害者控除

納税者ご本人や同一生計配偶者、扶養親族が障害者に該当する場合に27万円（特別障害者は40万円、同居特別障害者は75万円）が控除されます。

○寡婦・ひとり親控除

納税者ご本人が寡婦やひとり親に該当する場合は、寡婦の方は27万円、ひとり親の場合は35万円が控除されます。

納税緩和措置

交通事故の被害により心身への傷害を受けた方は、所轄税務署長に申請することにより、以下のような納税緩和措置の適用を受けることができます。

○納税の猶予

納税者ご本人や生計を一にする親族が病気や負傷により納付すべき国税を一時に納付することができないと認められるとき等は、最大1年間納税が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の全部又は一部が免除されます。

○換価の猶予

国税を一時に納付することにより事業の継続又はその生活の維持が困難になるおそれがあると認められる場合において、納税について誠実な意思を有すると認められるときには、最大1年間滞納処分による財産の換価が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の一部が免除されます。

その他

納税証明書の手数料が不要となる場合があります。

◎問合せ先

■東京国税局電話相談センター（英語で対応）
（祝日及び年末年始を除く、月～金9：00～17：00）

☎03-3821-9070

16 设立有入住都营住宅的优先抽选制度。

对因交通事故失去家长等，导致以前的住所居住困难者，符合下列条件的，在申请入住都营住宅时可享受优惠政策（优先抽选）。

犯罪被害人家庭（中选概率是“一般家庭”的5倍。）

申请者本人或同居亲属中的1人因遭遇危险驾驶致死伤罪、失误驾驶致死伤罪等伤害，导致以前的住所难以居住等人员，通过警察证明等可以确认遭遇被害、并遭遇犯罪后未超5年者。

招募时间

○面向家庭 年2次（5月・11月）

申请资格

- 住在东京都内
- 家庭收入在要求的收入标准之内（2人家庭时，0日元～2,276,000日元）
- 非暴力团成员

优先抽选

是面向家庭招募的抽选方式，对于具有一定优惠资格的家庭，具有比一般家庭中选概率高的制度。

◎咨询处

■东京都住宅供给公社都营住宅募集中心
（日语应答）

☎03-3498-8894

16 都営住宅の入居における優遇抽せん制度があります。

交通事故によって世帯主を失うなど、従前の住居に住むことが困難となった方に対しては、下記の条件に該当すれば、都営住宅への申込みの際に優遇措置（優遇抽せん）を受けることができます。

犯罪被害者世帯（当せん確率が「一般世帯」の5倍になります。）

申込者本人又は同居親族のうち1人が、危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪等の被害にあい、従前の住宅に居住することが困難となった方で、被害にあったことが警察の証明等で確認でき、犯罪被害にあってから5年以内の方

募集時期

○家族向 年2回（5月・11月）

申込資格

- 東京都内に住んでいること
- 世帯の所得が所得基準内であること（2人家族の場合、0円～2,276,000円）
- 暴力団員でないこと

優遇抽せん

家族向けの募集における抽せん方式で、一定の優遇資格のある世帯について、一般世帯よりも当せん確率が高くなる制度です。

◎問合せ先

■東京都住宅供給公社都営住宅募集センター
（日本語で対応）

☎03-3498-8894

17 设有支援机关为被害者提供各种支援服务。

～ 公益社团法人被害人援助都民中心 ～

活动目的

公益社团法人被害人援助都民中心开展针对犯罪等的被害人及其家属的精神上的援助及其他各种援助活动，在恢复及减轻被害损失的同时，以提高全社会援助被害人的意识为目的。

业务内容

免费开展多样化的对被害人的援助活动。
并且，中心职员具有法律上的保密义务。

○电话咨询

☎ 03-3222-9050 多摩分所 042-506-1042
(周一、周四、周五 9:30 ~ 17:30 周二、周三 9:30 ~ 19:00)
※除假节日及年底年初 ※日语应答
FAX 03-3222-9053 (24 小时受理)

○会面咨询

按照需要提供犯罪被害咨询员的定期咨询及公认心理师的辅导。
在都民中心(千代田区)及多摩分所(立川市)进行会面咨询。请事先打电话询问(03-3222-9050 或者042-506-1042)。

○利用网页咨询

<https://www.shien.or.jp> (咨询网页 24 小时受理)

○被害人的直接支援

需要时，我方派人访问你家，或陪同你到医院、警察署、检察院、法院等。

官方网站 <https://www.shien.or.jp>



◎咨询处

■公益社团法人被害人支援都民中心事務局 (日语应答)

☎ 03-3222-9052

FAX 03-3222-9053

17 被害者の様々なサポートをする支援機関があります。

～ 公益社団法人 被害者支援都民センター ～

活動目的

公益社団法人被害者支援都民センターは、犯罪や交通事故などの被害者やご家族に精神的支援やその他各種支援活動を行い、被害の回復及び軽減に当たるとともに、社会全体の被害者支援意識を高めることを目的とする公益法人です。

業務内容

多様な被害者支援の活動を無料で行っています。

なお、センターの職員には、法律により守秘義務が課せられています。

○電話相談

☎ 03-3222-9050 (月・木・金 9:30～17:30、火・水 9:30～19:00)
多摩支所 042-506-1042 ※祝日、年末年始を除く※日本語で対応
FAX 03-3222-9053 (24時間受付)

○面接相談

犯罪被害相談員による継続的な相談及び公認心理師によるカウンセリングを必要に応じて行っています。

都民センター(千代田区)及び多摩支所(立川市)で面接相談を行っていますので、まずは電話(03-3222-9050又は042-506-1042)でお問い合わせ下さい。

○ホームページによる相談

<https://www.shien.or.jp> (相談コーナーで24時間受付)

○被害者への直接的支援

自宅訪問、病院・警察署・検察庁・裁判所等への付添いを必要に応じて行っています。

ホームページ <https://www.shien.or.jp>



◎問合せ先

■公益社団法人被害者支援都民センター事務局(日本語で対応)

☎ 03-3222-9052

FAX 03-3222-9053

18 东京都政府外国人咨询中心

东京都政府为将东京建设成为适于外国朋友生活的城市，开设了外国人咨询中心。

其目的是向各位外国朋友解答日常生活中所遇到的以及想了解的问题。欢迎各位咨询。

例如：

- 日常生活上的问题以及紧急情况时的询问处
- 日本风俗习惯、文化及社会制度
- 遇到交通事故时的各种问题
- 家庭生活及孩子等问题

一般的内容用电话咨询，但是，如必要面谈时请事先用电话通知本中心。

提供免费咨询、严守保密

时间 9:30~12:00 / 13:00~17:00

语言	咨询日(节假日、年末年初以外)	电话
英语	周一~周五	03-5320-7744
中文	周二、周五	03-5320-7766
韩语	周三	03-5320-7700

◎咨询部门

■东京都生活文化局都民生活部地区活动推进课外国人咨询中心

18 東京都外国人相談

東京都では、この東京を外国人の方々にも住みやすい街にしたいと考えています。

そこで、皆さんが日常の暮らしの中で、困ったこと、知りたいことが起こったときにアドバイスする「外国人相談」を開設しています。

お気軽にご利用ください。

例えば

- 日常生活にかかわる問題や、緊急時の問い合わせ先
- 日本の習慣・文化・社会制度に関すること
- 交通事故に関する問題
- 家族や子供に関する問題など

相談は電話でお受けしていますが、ご来訪の場合は、事前にご連絡ください。

相談はすべて無料です。

相談の秘密を守ります。

相談時間 9:30~12:00 / 13:00~17:00

相談言語	相談日 (祝日、年末年始を除く)	電話
英語	月曜日~金曜日	03-5320-7744
中国語	火曜日・金曜日	03-5320-7766
韓国語	水曜日	03-5320-7700

◎問合せ先

■東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課外国人相談

初期支援要員

警視庁 警察署(隊) 課 係(隊)
階級 氏名
☎ 内線

被害者連絡員

警視庁 警察署(隊) 課 係(隊)
階級 氏名
☎ 内線

もう一度 あなたの笑顔を見たいから
～相談してみませんか～

交通事故にあわれた方へ
(中国語版)

(交通事故被害者・家族用)

令和8年3月第15版

編集・発行 / 警視庁犯罪被害者支援室



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう

扫二维码查看电子版



令和8年3月発行 第15版

リサイクル適性 
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。